

ヒノキアスナロ緑の少年団育成会規約

(名 称)

第1条 この会はヒノキアスナロ緑の少年団育成会という。

(目 的)

第2条 この会は、ヒノキアスナロ緑の少年団（以下少年団）に対し、物心両面の援助と、その適切な育成、運営に資することを目的とする。

(事 務 局)

第3条 この会の事務局は、青森市立沖館小学校内に置く。

(組 織)

第4条 この会は、ヒノキアスナロ緑の少年団員の父母及び、賛同する成人、団体をもって組織する。

(事 業)

第5条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヒノキアスナロ緑の少年団の育成並びに啓蒙
- (2) ヒノキアスナロ緑の少年団の活動に必要な条件の整備
- (3) ヒノキアスナロ緑の少年団の指導者の育成
- (4) 関係協力機関団体との連絡提携
- (5) その他会の目的達成に関すること

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置き、その任期は1年とし、再任を妨げない。但し、補欠の場合は前任者の残任期間とする。

- | | | | | | |
|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1名 | 2. 副会長 | 2名 | 3. 理 事 | 若干名 |
| 4. 監 事 | 若干名 | 5. 顧 問 | 若干名 | | |

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、理事、監事は総会において選出する。顧問は必要に応じ、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総括し、会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその仕事を代行する。

理事は理事会を開き、会の運営について審議する。

顧問はこの会の運営についての相談役となる。

(事務局員)

第9条 事務局員は顧問を除く役員並びに、役員会の推薦により会長が委嘱したのものにより構成する。

また、会長の委嘱により事務局長を1名置く。

事務局長は会務、会計全般を統括する。

(総会)

第10条 総会は毎年5月に開き、会長が招集する。また、次の事項を決議する。

1. 役員を選出
2. 規約の制定並びに改廃
3. 事業計画並びに事業方針の決定
4. 収支決算並びに収支予算の審議

但し、必要に応じて臨時総会を開催できる。

(役員会)

第11条 役員会は必要に応じて、会長がこれを招集する。

(議事)

第12条 総会並びに役員会の議長は会長があたり、議事は出席者の過半数をもって可決する。

可否同数の場合は、議長がこれを決める。

(事業年度)

第13条 この会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費、事業収入、負担金、補助金・寄付金等をもってあてる。会費は育成会員1世帯あたり年額1,000円とする。但し、中学生団員を持つ父母、かつ事務局の構成員でない場合は免除する。また、小学生少年団員1人あたり年額2,400円とし、小学生少年団員の傷害保険料を別途徴収する。